日田市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名: 日田市

事業名: 農業集落排水事業策定日: 平成29年3月

計 画 期 間 : 平成 29 年度~平成 38 年度

1. 事業概要

(1)事業の現況

①施 設

供用開始年度	三ノ宮:H9年度(19年)	法適(全部適用・一部	非適
(供用開始後年数)	大明: H17 年度(11年)	盗過(主即過用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成 32 年 4 月に
(供用用始後年数)	人 奶:III 牛皮(II 牛)	適用)非適の区方	全部適用予定
処理区域内人口密度	三ノ宮:40.9 人/ha	流域下水道等への	無
, 远 垤 区 垓 内 八 口 缶 及	大 明:15.3 人/ha	接 続 の 有 無	////
処 理 区 数	2 処理区(三ノ宮地区、大明	地区)	
hn TER ↓B ¾b	2 処理場		
型 場 数	(三ノ宮地区農業集落排水処	理施設・大明地区農業集落技	非水処理施設)
広域化・共同化・最適	三ノ宮:公共下水道との統合	計画(平成30年度)	
化 実 施 状 況 * 1	大 明:現状維持		

^{*1「}広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使 用 料

一 般 家 庭 用 使 用 料 体系の概要・考え方	10 m ³ まで:1,500円 10 m ³ を超え20 m ³ まで:1 m ³ につき158円 20 m ³ を超え30 m ³ まで:1 m ³ につき167円 30 m ³ を超え40 m ³ まで:1 m ³ につき174円
	40 ㎡を超え50 ㎡まで : 1 ㎡につき196 円 50 ㎡を超え100 ㎡まで: 1 ㎡につき211 円 100 ㎡を超える部分 : 1 ㎡につき234 円

業 務 用 使 用 料 体系の概要・考え方	業務用としての料金体系は設定	 主していない。	
その他使用料体系の概要・考え方	地下水のみを使用する場合は、水道水と併用する場合は、水道 り3㎡加算する。		
条例上の使用料*2	平成 25 年度 3,010 円	実質的な使用料*3	平成 25 年度 3, 160 円
(20 ㎡あたり)	平成 26 年度 3,080 円	(20 ㎡あたり)	平成 26 年度 3, 220 円
※過去3年分を記載	平成 27 年度 3,080 円	※過去3年分を記載	平成 27 年度 3, 260 円

^{*2}条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

③組 織

	下水道課は平成 28 年度現在 20 名で、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農
職員数	業集落排水事業に兼務して当たっている。職員人件費の予算措置については、公共下水道事
	業特別会計 19 名、一般会計 1 名の状況である。
	平成 28 年度は下水道課で事業運営を行う。また、平成 29 年度からは、公共下水道事業
事業運営組織	の地方公営企業法全部適用に合わせて上下水道局となる予定である。同局により事業運営を
	行い、平成32年4月からの地方公営企業法全部適用に向け準備を進めていく。

(2)民間活力の活用等

	ア 民間委託	処理場・マンホールポンプ等の維持管理業務を民間委
日間江田の井田	(包括的民間委託を含む)	託(2処理区)
民間活用の状況 	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
	ア エネルギー利用*4	該当なし
	(下水熱・下水汚泥・発電等)	以当なし
資産活用の状況	イ 土地・施設等利用*5	三ノ宮:未利用土地・施設はないが、平成30年度に公
	1 土地・旭設等利用◆3 (未利用土地・施設の活用等)	共下水道との統合計画がある。
	(本刊用工地・池故の治用等)	大明:未利用土地・施設はない。

^{*4「}エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

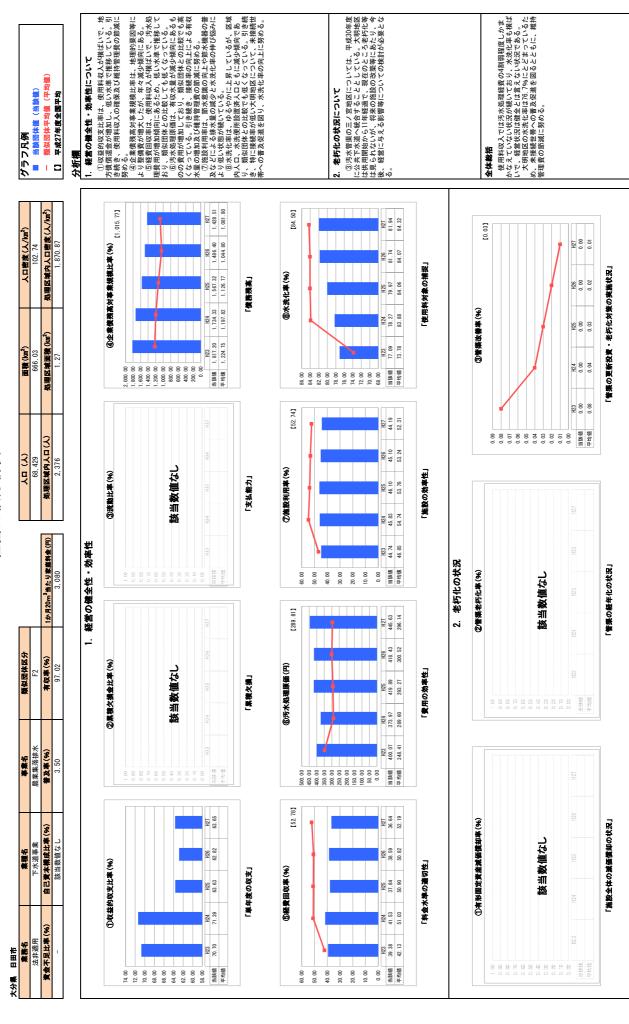
*5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

^{*3} 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 ㎡を乗じたもの (家庭用のみでなく業務用を含む) をいう。

経営比較分析表



法通用企業上類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。 ××

2. 経営の基本方針

平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の 適用に向けたロードマップが示された。

このロードマップにおいて、平成27年度から平成31年度までを集中取組み期間とし、人口3万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされている。平成27年1月には、「公営企業会計の適用」について、総務省より要請を受けた。

日田市農業集落排水事業としても、事業の経営状況の把握及び市民への説明責任を明確に果せることから、平成 32年4月に地方公営企業法の全部適用を行うべく準備を進めていく。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、生活排水事業を取り巻く環境は厳しくなっている。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「資産管理(アセットマネジメント)」導入に向け取り組んでいく。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係 部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を進めて行く事が不可欠 である。

アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めて行くためのツールであり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていく。

3. 投資·財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画):別紙のとおり

様式第2号(法非適用企業)

様式第2号(法非適用企業)						投資・財政計画	政計画	(201)					(単位:千円、%)	ц, %)
	年度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (決算見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	以	(A) 142, 508	144, 186	144, 949	144, 085	115, 481	119, 777	110,117	109, 420	105, 521	104,693	102, 735	101, 249	107, 188
業		(B) 28, 596	28, 276	27,	27,845	23, 214	24,837	18, 286	18,083	17, 794	17,519	17, 244	16,983	16,708
金	以 :	入 28,569	28, 253	27,967	27,820	18, 297	18,320	18, 269	18,066	17,777	17,502	17, 227	16,966	16,691
工 罪	事 収益	(0)												
	(I)	他 27	23	26	25	4,917	6, 517	17	17	17	17	17	17	17
業	外収	益 113,912	115,910	116,956	116, 240	92, 267	94,940	91,831	91, 337	87,727	87, 174	85, 491	84, 266	90, 480
414	計 繰 入	金 1111,283	114, 337	115, 638	115, 753	91,806	94, 526	91, 464	91, 017	87, 454	86, 948	85, 313	84, 135	90,397
	9)	他 2,629	1, 573	1, 318	487	461	414	367	320	273	226	178	131	83
	費用((D) 104, 803	1(104, 441	101,950	81, 473	84, 723	73, 449	70,937	65,921	63,952	60,830	58, 153	55, 420
業	東	用 43,803		45, 409	45,642	32, 774	38, 377	29, 374	29, 324	26,824	27, 424	26,924	26,924	26,924
	給	費												
2	ち退職手	細												
	(I)	他 43,803	42,683	45, 409	45,642	32, 774	38, 377	29, 374	29, 324	26,824	27, 424	26,924	26,924	26,924
業	外費	用 61,000	62, 586	59,032	56, 308	48,699	46,346	44,075	41,613	39, 097	36, 528	33, 906	31, 229	28, 496
松	利	息 56,659	54,052	51, 388	48,664	41,806	39, 453	37,055	34, 593	32,077	29, 508	26,886	24, 209	21, 476
ッち	5一時借入金利	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(I)	他 4,341	8, 534	7,644	7,644	6,893	6,893	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020
差	(D)	(E) 37, 705		40, 508	42, 135	34,008	35,054	36, 668	38, 483	39, 600	40,741	41,905	43,096	51, 768
	的収入	(F) 85, 626	87,009	86,982	88, 390	82, 126	83, 395	84,690	86,012	87, 362	88, 740	90, 147	91, 584	85, 594
	力	債												
資、	本費 平準化	債												
丰		金 65,626	62,000	66,982	68, 390	62, 126	63, 395	64,690	66,012	67, 362	68, 740	70, 147	71, 584	73,051
抽	十 借 入	金												
資	産売却代	金												
都道	府県)補助	金												
	負 担	金												
	(D)	他 20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	12, 543
*	的 支 出((G) 122, 046	124,653	127, 318	130,043	115,674	118,036	120,992	124, 176	126,690	129, 256	131,875	134, 550	137, 280
殼	改良	費												
3	ち 職 員 給 与	費												
債	(賞) 遠 金 ((H) 122, 046	124,653	127, 318	130,043	115,674	118,036	120,992	124, 176	126,690	129, 256	131,875	134, 550	137, 280
長期	借入金返	金												
, +=	~ の 繰 田	金												
	<i>()</i>	他												
岽	$\vec{\beta}$ (F) $-$ (G)	(I) △ 36, 420	\triangle 37,644	\triangle 40, 336	\triangle 41,653	\triangle 33, 548	\triangle 34, 641	\triangle 36, 302	\triangle 38, 164	\triangle 39, 328	\triangle 40, 516	\triangle 41, 728	\triangle 42, 966	\triangle 51,686

(法非適用企業)						投資・財政計画	政計画	(202)					(単位:千円、%)	д 、 %)
年度 区分	26 ⁴ (決	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (決算見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引 (E)+(I)	(J)	1,285	1, 273	172	482	460	413	366	319	272	225	177	130	82
積 立 金	(K)	1,360	1, 336	200	482	460	413	366	319	272	225	177	130	82
前年度からの繰越金	(T)	486	391	328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	391	328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
へ繰り越すべき財	頁 (0)													
質 収 支 黒	字 (b)	391	328											
(N)-(0)	(6) 专													
赤 字 比 率 ((q)/(B)-(C))×100	×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ((A)/(D)+(H))×100	×100	63	63	63	62	29	69	22	99	55	54	53	53	99
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足	こ 質 (R)													
営業収益-受託工事収益 (B)-(C)	(S)	28, 596	28, 276	27,993	27,845	23, 214	24,837	18, 286	18,083	17, 794	17, 519	17,244	16,983	16,708
地方財政法による (B)/(S)×100 資金不足比率 (B)/(S)×100	001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訓第16条により算定し O 不 足	た 額 (T)													
健全化法施行規則第6条により規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	る 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事 業 の 規	た 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金 不 足 比 率 (T)/(V)×100	001													
会 計 借 入 金 残	(M)													
地 方 債 残 高	(X)	2,601,055	2, 476, 402	2, 349, 084	2, 219, 041	1,955,135	1,843,599	1,722,607	1, 598, 431	1,471,741	1, 342, 485	1,210,610	1,076,060	938, 780
〇他会計繰入金	-	•	•	•	-	•	•	•	•	-	-	-	-	
区分 年度	26 ⁴ (決	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (決算見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分	11	111, 283	114, 337	115,638	115, 753	91,806	94, 526	91, 464	91, 017	87, 454	86, 948	85, 313	84, 135	90, 397
基準内繰	入 金 8	89,070	87,970	88, 315	87,000	73, 499	72, 334	71,661	71, 174	69, 936	68,672	67,383	66,065	72, 176
うち基準外繰り	入 金 2	22, 213	26, 367	27, 323	28, 753	18, 307	22, 192	19,803	19,843	17, 518	18, 276	17,930	18,070	18, 221
資本的収支分	9	65, 626	64,000	66,982	68, 390	62, 126	63, 395	64,690	66,012	67, 362	68, 740	70, 147	71, 584	73,051
ち基準内繰		61, 426	62,684	62, 527	63, 801	62, 126	63, 395	64,690	66,012	67, 362	68, 740	70, 147	71, 584	73,051
うち 基 準 外 繰	入命	4,200	4, 325	4,455	4,589	0	0	0	0	0	0	0	0	0
√ □	15	176, 909	181, 346	182,620	184, 143	153, 932	157, 921	156, 154	157,029	154,816	155, 688	155, 460	155, 719	163, 448

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

三ノ宮地区は平成9年度、大明地区は平成17年度から供用開始しており、現段階では、施設の長寿命化事業の計画(最適整備構想)を策定していないため、建設改良費は計上していない。

平成 31 年度に施設の機能診断調査、平成 32 年度に最適整備構想の策定を行い、新たな長寿命化事業を計画的に 平成 33 年度より実施していく予定である。

起債償還金については、現在までに借り入れた起債に対する償還金を計上している。

② 収支計画のうち財源についての説明

日田市の農業集落排水事業は建設完了の事業であるが、使用料収入などの営業収益だけでは維持管理費等の営業 費用を賄うことができていない。このため、不足分については、一般会計からの繰入金を充てることになるが、経 営の根幹である使用料収入の増収は必須であることから、水洗化率の向上のために未接続世帯について、引き続き 普及促進を図る。なお、新たな長寿命化事業については、国庫補助金、地方債、一般会計からの繰入金を活用する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

水道事業と合わせた窓口業務の民間委託や処理場等施設の包括的民間委託の可能性の検討を行う。併せて、修繕 や施設の維持管理費の削減などを強力に推し進める必要がある。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後計画予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適	公共下水道事業区域と隣接する三ノ宮地区は、平成30年度に公共下水道
化に関する事項	事業区域へ統合する。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	三ノ宮地区と大明地区を併せた農集全体の経費回収率は平成27年度決算で36.6%と低いが、平成30年度から三ノ宮地区が公共下水道に統合されることや、公共下水道の経費回収率は平成27年度決算で98.9%であること、使用料が国の示す目安である20㎡で3,000円を上回る3,080円で運営していることなどを考慮し、使用料については法適化後に検証を行う。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

	○水道事業と合わせた検針、滞納整理、窓口の業務委託
	使用料にかかる各業務は、民間企業に業務委託することにより、窓口
	サービスの拡大や収納率の向上の効果等が見込まれることから、今後は
	委託内容の検討を図っていく。
民間活力の活用に関する事項	○施設・設備等の包括的委託
(包括的民間委託等の民間委託、	処理場やマンホールポンプ形式の施設にかかる維持管理業務等につい
指定管理者制度 PPP/PFI など)	ては、建設当初から民間企業に委託しているが、管理委託の中で発見さ
相応管理有制及 FFF/FFI なこ)	れる機器不良や故障などの対応は、すべて市職員が状況を確認したうえ
	で調達事務等を行っている。
	今後は、これらの機器の修繕や更新時期について分析・取りまとめを
	含めた、包括的な委託によるコスト縮減の可能性を検討し、職員の適正
	な配置による労働生産性の向上とコストの縮減に努める。
	人件費を設定していない。
職員給与費に関する事項	今後、法適化で人件費が発生した場合は、企業職員の給与の決定原則の
	考え方に基づき、給与の適正化に努める。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う、経費節減について検討を行う。
薬品費に関する事項	公共下水道事業等と一括購入を行うことで、購入単価を下げる努力を行
	う。
	施設の点検を定期的に行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、
修繕費に関する事項	施設の延命化を図ることにより、維持管理費の低減を行う。
	委託内容の精査を行い、統合できる委託業務や長期継続契約可能な委託
委託費に関する事項	業務について検討し、経費の削減、効率化を行う。
	AUTO CONTION MATERIAL OF THE STATE OF THE ST
その他の取組	 該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

PDCA サイクルを働かせることが必要であることから、毎年度進捗管理を行っていく。また、平成32年度から地方公営企業法の全部適用を予定しており、これまでの官公庁会計から公営企業会計への移行後に更新を行う。